北斗市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（６年１月１日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) ４年度の人件費率
５年度	人 43,660	千円 23,510,180	千円 740,242	千円 2,234,901	% 9.5	% 9.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
５年度	人 228	千円 786,893	千円 150,725	千円 308,023	千円 1,245,641	千円 5,463	千円 5,874

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

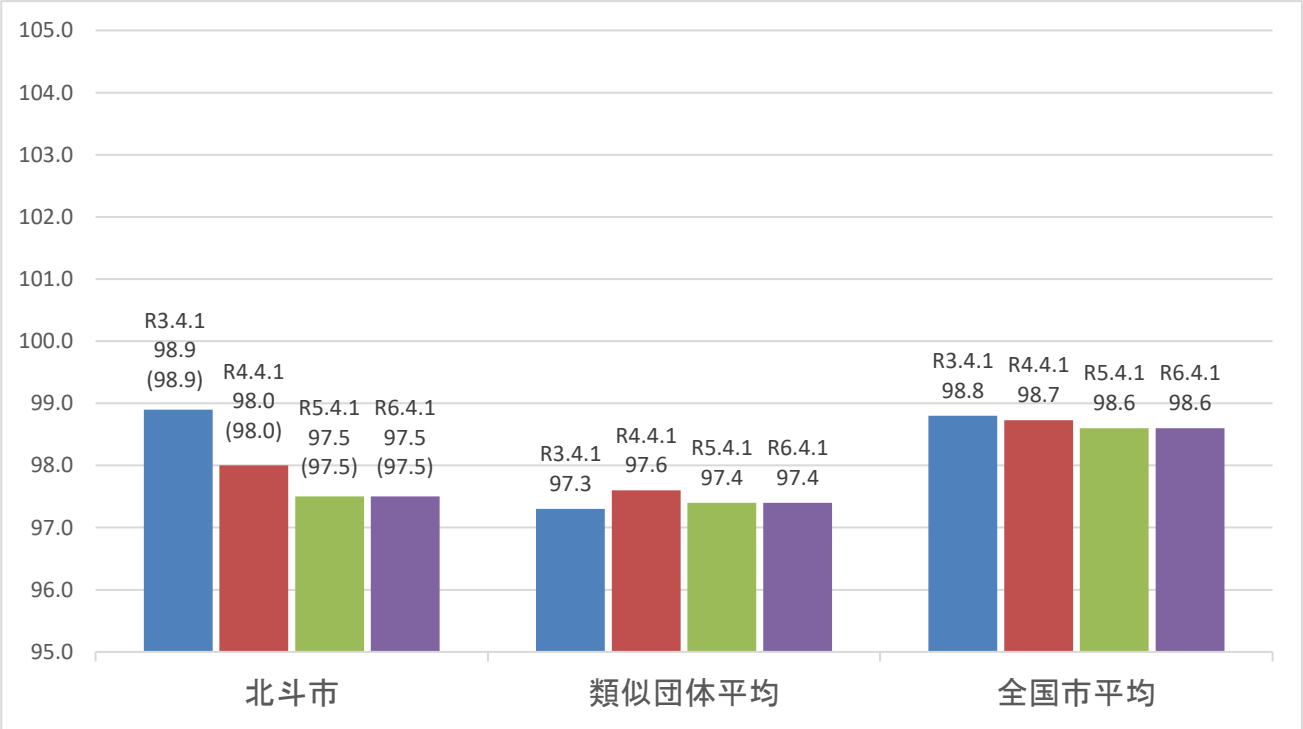

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年４月１日
（内容）給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
　　激変緩和のため、３年間（平成 30 年３月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準と同様の支給割合
（実施時期）平成 27 年４月１日
（参考）

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
		４月１日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
北斗市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
北斗市	39.8歳	303,289円	368,277円	366,074円
都道府県	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円
国	42.1歳	323,823円	―	405,378円
類似団体	42.3歳	315,593円	372,997円	342,418円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
北斗市	56.6歳	16人	281,675円	296,632円	291,967円	―	―	―	―
うち用務員	55.9歳	14人	288,400円	296,914円	299,027円	用務員	49.1歳	244,800円	1.21
うち自動車運転手	61.5歳	2人	※円	※円	※円	乗用自動車運転者	59.2歳	207,500円	―
北海道	57.1歳	106人	319,700円	348,495円	335,594円	―	―	―	―
国	51.2歳	1,829人	288,144円	―	330,553円	―	―	―	―
類似団体	53.2歳	10人	304,456円	329,329円	316,820円	―	―	―	―

区　分	年収ベース（参考）		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
北斗市	―	―	―
うち用務員	4,798,768円	3,297,300円	1.46
うち自動車運転手	※円	※円	※

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和３～５年の３ヵ年平均)。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
３　※は該当職員が３人以下であるため、記載していない。

(2) 職員の初任給の状況（６年４月１日現在）

区分		北斗市	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,886円	348,800円	379,533円	398,317円
	高校卒	231,250円	331,700円	349,750円	377,043円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事、技師	33人	17.7％	162,100円	249,400円
２級	主事、技師	23人	12.4％	208,000円	305,200円
３級	主任	36人	19.4％	240,900円	351,000円
４級	主査	18人	9.7％	271,600円	382,000円
５級	係長	43人	23.1％	295,400円	394,000円
６級	課長	24人	12.9％	323,100円	411,300円
７級	部長	9人	4.8％	365,500円	446,200円

（注）１　北斗市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

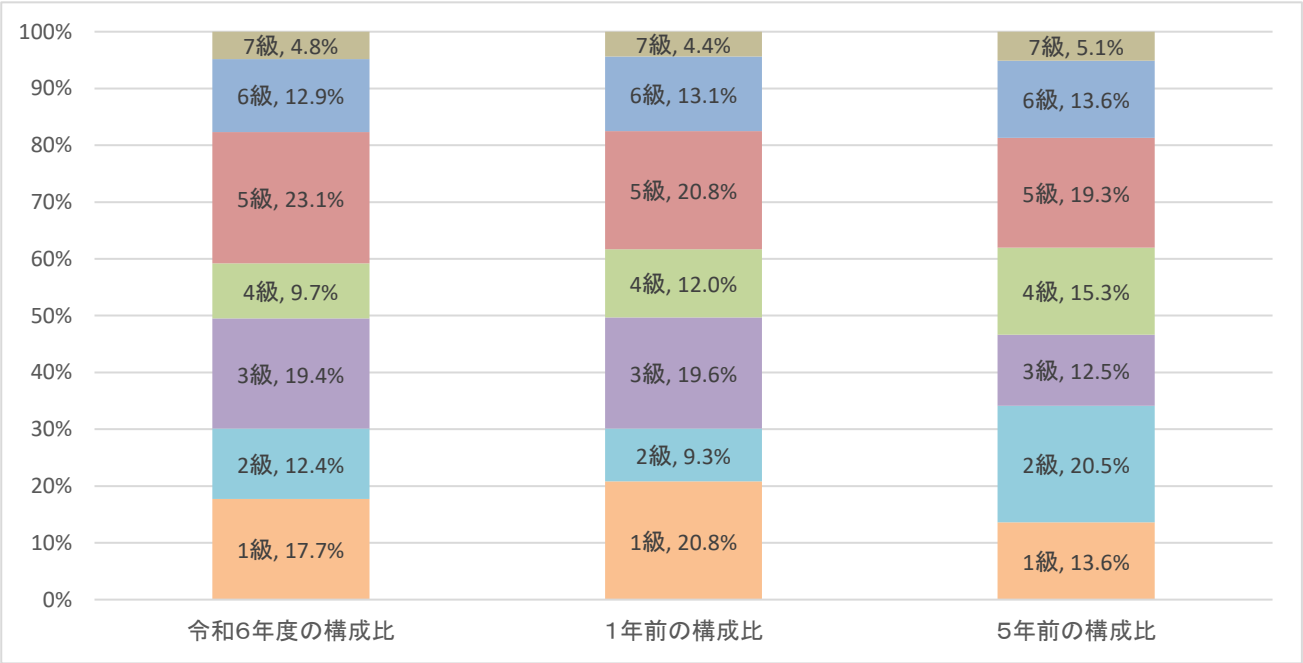

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（６年４月１日現在）

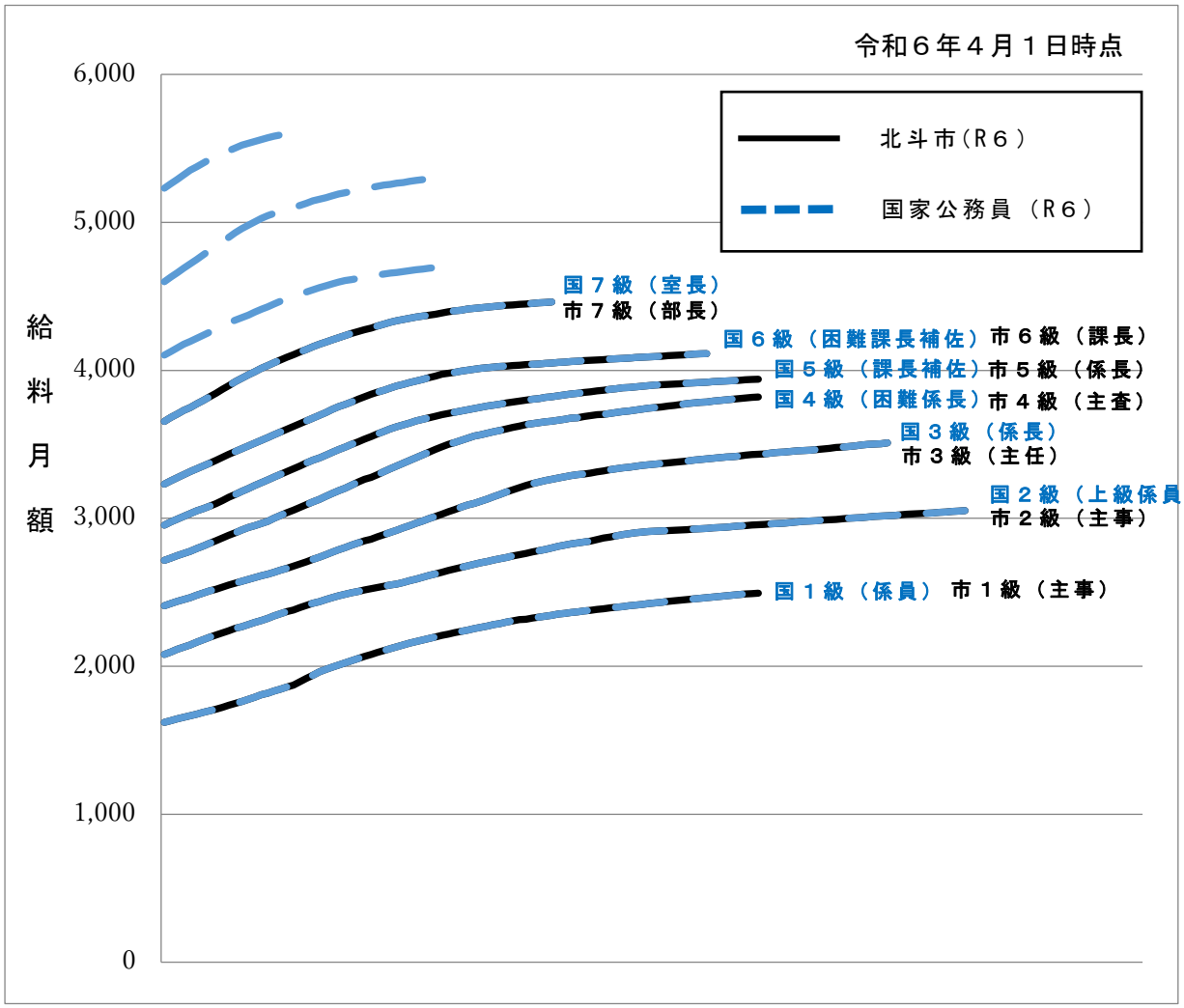

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（北斗市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ． 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北　斗　市	北　海　道	国
１人当たり平均支給額（５年度） 1,410千円	１人当たり平均支給額（５年度） 1,682千円	－
（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北斗市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

北　斗　市	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45％） （退職時特別昇給　なし） 1人当たり平均支給額　963千円　21,814千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45％） （退職時特別昇給　なし）

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			432千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			4,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			3.9%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症作業手当		感染症患者等の救護等に従事		日額400円
死体処理作業手当		死体の収容の作業に従事		１件当たり3,000円
野犬掃とう作業手当	環境課	野犬掃とうの作業に従事		日額2,000円
社会福祉現業手当	社会福祉課	社会福祉法に規定する現業に従事	432千円	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	80,575千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	417千円
支給実績（４年度決算）	89,953千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	476千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　6,500円 (2)扶養親族　10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき　5,000円	同じ	—	21,548千円	213,344円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	19,048千円	280,122円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	—	8,582千円	51,699円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が週休日等に勤務した場合 部長相当職　8,000円 課長相当職　6,000円 (2)管理職員が週休日等以外の日の午前０時から午前５時に勤務した場合 部長相当職　4,000円 課長相当職　3,000円	同じ	—	594千円	16,500円
管理職手当	(1)部長相当職　70,000円 (2)課長相当職　55,000円	異なる	職級及び金額	24,667千円	704,786円
寒冷地手当	11月から３月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員 月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員 月額12,860円 (3)その他の職員　月額8,600円	同じ	—	16,827千円	80,901円

５　特別職の報酬等の状況（６年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等	
給料	市　長 副市長	950,000円（ — ） 760,000円（ — ）	（参考）類似団体における最高／最低額 989,000円／587,300円 816,000円／594,000円
報酬	議　長 副議長 議　員	450,000円（ — ） 390,000円（ — ） 350,000円（ — ）	580,000円／332,000円 510,000円／290,000円 480,000円／260,000円
期末手当	市　長 副市長	（令和５年度支給割合） 4.50月分	
	議　長 副議長 議　員	（令和５年度支給割合） 4.50月分	
退職手当	市　長 副市長	（算定方式） 給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	（１期の手当額）　（支給時期） 1,948万円　任期毎 983万円　任期毎
	備　考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 令和６年	職員数 令和５年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	65	65	0	
		税務	18	18	0	
		民生	47	44	+3	こども家庭支援センター開設に伴う増
		衛生	12	13	−1	配置職員数の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	15	15	0	
		商工	8	9	−1	配置職員数の見直し
		土木	23	22	+1	土木技術職員の配置増
		計	194	192	+2	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　44.43人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　74.21人）
	教育部門		35	36	−1	配置職員数の見直し
	小計		229	228	+1	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　52.45人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　92.30人）
公営企業等会計部門	水道		7	7	0	
	下水道		5	4	+1	土木技術職員の増
	その他		7	6	+1	国保事業事務職員の増
	小計		19	17	+2	
合計			248 [263]	245 [260]	+3 [3]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　56.80人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（６年４月１日現在）

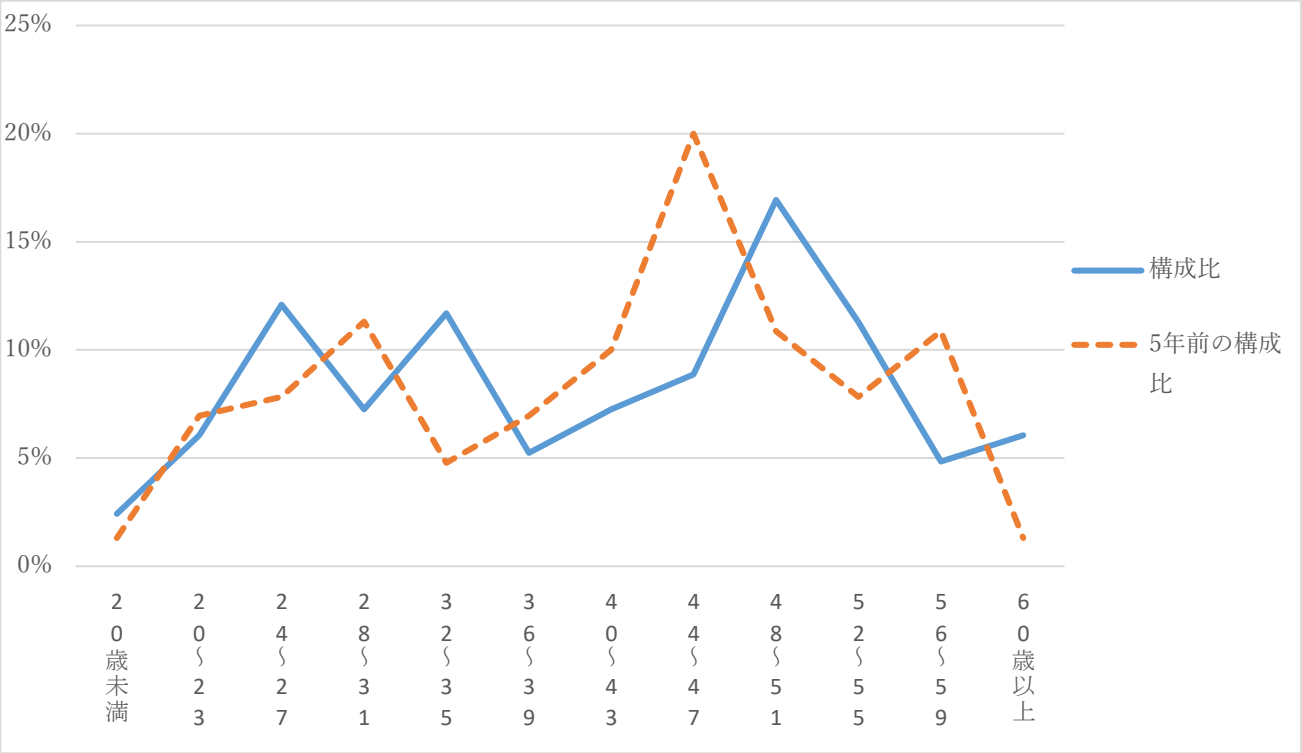

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 6	人 15	人 30	人 18	人 29	人 13	人 18	人 22	人 42	人 28	人 12	人 15	人 248

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	178	185	189	189	192	194	+16(+9.0%)
教育	34	36	35	38	36	35	+1(+2.9%)
普通会計計	212	221	224	227	228	229	+17(+8.0%)
公営企業等会計計	18	19	19	18	17	19	+1(+5.6%)
総合計	230	240	243	245	245	248	+18(+7.8%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 北斗市水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） ４年度の総費用に占 める職員給与費比率
５年度	千円 627,503	千円 184,862	千円 44,751	% 7.1	% 6.8

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
５年度	人 7	千円 29,378	千円 3,611	千円 11,762	千円 44,751	千円 6,393

（参考）市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,118

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数については、６年３月 31 日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
北　斗　市	47.3歳	363,300円	534,672円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

北　斗　市	北斗市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（５年度）　1,646千円	１人当たり平均支給額（５年度）　1,410千円
（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（６年４月１日現在）

北　斗　市	北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給　なし） 1人当たり平均支給額　―千円　―千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給　なし） 1人当たり平均支給額　4,247千円　19,150千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	0円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	―%

エ　特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	%
手当の種類（手当数）	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	1,251千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	209千円
支給実績（４年度決算）	1,113千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	186千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　6,500円 (2)扶養親族　10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき　5,000円	同じ	―	774千円	258,000円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	―	260千円	260,400円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	―	163千円	40,650円
管理職手当	(1)部長相当職　70,000円 (2)課長相当職　55,000円	異なる	職級及び金額	660千円	660,000円
寒冷地手当	11月から３月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員　月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員　月額12,860円 (3)その他の職員　月額8,600円	同じ	―	503千円	71,841円

(2) 北斗市下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） ４年度の総費用に占める職員給与費比率
５年度	千円 895,459	千円 85,060	千円 21,386	% 2.4	% 2.3

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
５年度	人 4	千円 13,255	千円 2,673	千円 5,458	千円 21,386	千円 5,347

（参考）市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、６年３月 31 日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
北　斗　市	43.8歳	326,140円	438,773円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

北　斗　市	北斗市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（５年度）　1,209千円	１人当たり平均支給額（５年度）　1,410千円
（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（６年４月１日現在）

北　斗　市	北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給　なし） 1人当たり平均支給額　363千円　―千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6685月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給　なし） 1人当たり平均支給額　4,247千円　19,150千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	0円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	―%

エ　特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	%
手当の種類（手当数）	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	1,555千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	389千円
支給実績（４年度決算）	575千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	115千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　6,500円 (2)扶養親族　10,000円 (3)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき　5,000円	同じ	—	78千円	78,000円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	583千円	194,333円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	—	215千円	43,040円
管理職手当	(1)部長相当職　70,000円 (2)課長相当職　55,000円	異なる	職級及び金額	0千円	0円
寒冷地手当	11月から３月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員　月額22,540円 (2)その他の世帯主である職員　月額12,860円 (3)その他の職員　月額8,600円	同じ	—	246千円	61,430円